

国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 財務部施設整備課長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 委員会の事務は、<u>財務部施設整備課</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 施設整備課長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 委員会の事務は、<u>施設整備課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。